

# 中小企業における ハラスメント対応の実務

動画

配信期間

令和6年

1月8日(月)10:00

～1月22日(月)23:59

申込期間：12月5日(火)9:00～12月26日(火)17:00

動画配信講座です

※実際に会場にお越しいただく講座ではありません  
※お申し込みにはメールアドレスが必要です

## 講師プロフィール



**上野真裕** 中野区個人情報保護審議委員会委員、中野区入札監視委員会委員、  
社会福祉法人トット基金評議員

1995年日本大学法学部卒業、1997年日本大学大学院法学研究科博士前期課程修了、2003年弁護士登録（東京弁護士会）、2007年中野通り法律事務所開設（現在に至る）。2020年中小企業診断士登録（東京協会三多摩支部）、2022年VEスペシャリスト（公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会）登録

所属：東京弁護士会、東京都中小企業診断士協会（三多摩支部）、NPO法人中野中小企業診断士会、日本私法学会

弁護士業務においては、2007年の事務所開設以来、個人の方、事業者の方を問わず、地域に密着した法律事務所として活動してきました。中小企業診断士業務においては、事業承継コンサルティング株式会社のアソシエイトとして、事業再構築補助金の申請支援、スモールM&Aにおける法務面に関する助言などを行っています。

## 中小企業におけるハラスメント対応の実務

2020年6月1日、働き方改革の一環として、職場でのセクシュアルハラスメントについて、事業主への相談を理由とした不利益取扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法が施行されました。また、2019年5月には労働施策総合推進法が改正され、事業主に職場でのパワーハラスメント対策が義務付けられました。同法は当面、中小企業においては努力義務とされてきましたが、2023年4月1日より中小企業においても義務化されました。このように今日では、中小企業においてもハラスメント対策の強化が求められているところ、大企業と比較して、対応に未着手あるいは十分でないケースが大半だと思われます。

本セミナーでは、中小企業において日頃どのようなハラスメント対策をしておけばよいか、また、従業員からハラスメントの相談を受けた場合に、会社としてどのように対応するのが望ましいか、みなさんと一緒に考えていきたいと思えます。

### 【 習 得 目 標 】

- ①ハラスメント対策のための体制を作れるようにする
- ②ハラスメントの問題が発生した場合に会社として適切な対応を取れるようにする

### 【 カ リ キ ュ ラ ム 】

	内 容
第 1	働き方改革の概要
第 2	働き方改革におけるハラスメント対策
第 3	職場におけるセクシュアルハラスメント対策
第 4	職場におけるパワーハラスメント対策
第 5	中小企業におけるハラスメント対策（現実的な対応）

#### 申込方法

- 中野区産業振興センターHP講座一覧  
<https://nakano-sangyoushinkou.jp/event>  
URLの講座一覧より各講座のページへ進み  
申込フォームよりお申込みください。

#### 定員

- 定員なし

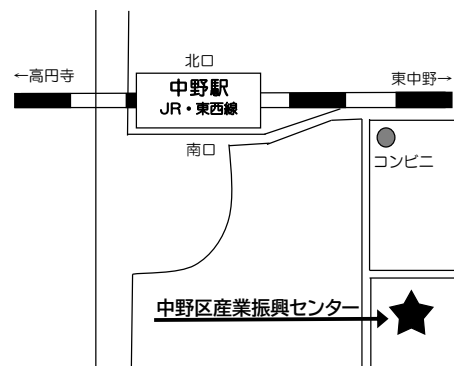
#### 申込受付期間

- 12月5日(火)9:00～12月26日(火)17:00

#### お問合せ

- TEL : 03-3380-6946  
中野区産業振興センター 2F窓口  
(お問合せ受付時間：平日9:00～17:00)

中野区中野2-13-14  
中野駅南口より徒歩5分  
※原則、駐車場のご用意はございません。  
公共交通機関でお越し下さい。



### お申込み後の流れ

- ・お申込み後にcontact@nakano-sangyoushinkou.jpよりご案内のメールをお送りします。  
※あらかじめ、contact@nakano-sangyoushinkou.jpからのメールを受け取る設定をお願いします。  
※お申込み後3営業日(土日祝除く)以内に確認メールが届かない場合はお問い合わせください。

・現在ご活躍中の士業・講師の方は参加をご遠慮ください

#### 【個人情報の取扱いについて】

お客様からご提供いただいた個人情報は、当社の個人情報保護方針に基づき厳重に管理するとともに、参加者登録、統計データの管理および開催についてのお問合せ以外の目的には使用いたしません。

◆個人情報に関するお問合せ先 テルウェル東日本株式会社 個人情報保護対応窓口 情報適正利用管理者 TEL : 03-5860-6801